

経済産業省

2 高 圧 第 1 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

各産業保安監督部保安課長・支部長及び那覇産業保安監督事務所長 殿
各都道府県・指定都市高圧ガス保安担当課室長 殿
各関係団体 殿

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室

新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した高圧ガスの製造施設等 における保安検査、定期自主検査の運用について（通知）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 4 月 7 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備を行う必要があります。

この度、経済産業省は、高圧ガス保安規制の一部（保安検査及び定期自主検査）について安全性の確保を前提としつつ柔軟な対応ができるよう、検査・点検期間の延長等を可能とする制度改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1. 制度改正

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、高圧ガス製造設備について、施設又は設備により定められた期間内に行わなければならない保安検査及び定期自主検査の期間を延長する。

- ・対象：4 月 10 日から 9 月 30 日までに保安検査又は定期自主検査の期限が生じるもの
- ・延長期間：4 か月（例えば、6 月 1 日が期限の場合、10 月 1 日まで延長可能）

※なお、保安検査に関連する開放検査の周期についても同様の対応をして差し支えないこととする。

※詳細な制度改正については以下をご参照ください。

URL : https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410_04.html

2. 保安の維持

事業者が上記特例措置を活用される場合、各産業保安監督部保安課及び那覇産業保安監督

事務所及び各都道府県等高圧ガス担当課におかれては、以下に掲げる事項が適切に行われるよう特段の配慮をされるとともに、貴団体におかれては、以下に掲げる事項を適切に行うよう、事業者にも周知をお願いいたします。

- (1) 法令に規定する技術上の基準に適合するように維持すること。
- (2) 事故の発生防止及び不具合の早期発見のため、日常点検を強化すること。
- (3) 危険時に速やかな通報、応急措置等が行えるよう体制を確保しておくこと。

以上